

【新型コロナウイルス感染症による出席停止の目安】

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

（学校保健安全法）

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

<電話相談>

- 1 相談内容：一般的な新型コロナウイルス感染症に関する相談
- 2 開設時間：平日午前9時から午後9時まで
- 3 設置場所：金沢市保健所 076-234-5116
県庁健康推進課 076-225-1438

<帰国者・接触者相談センター>

- 1 相談対象者：下記の通りですが、今後変更される可能性もあります。
 - ・発熱又は呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症が確定した方と濃厚接触した方
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）時や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある時
- 2 開設時間：土日・祝日を含めて24時間対応
- 3 設置場所：金沢市保健所 076-234-5106（専用ダイヤル）
県庁健康推進課 076-225-1670（専用ダイヤル）

【休業中の子どもたちの心のケアについて】

学校が臨時休業となり、普段以上に、学習のことや友だちのこと、学校のことなど、いろいろな不安を感じているお子様もいらっしゃるのではないかと思います。

もし、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見、SNS等でトラブルに巻き込まれたりするなどの困ったことがあれば、すぐに学校までご連絡ください。学校にはスクールカウンセラーも配置されております。